

# 群馬木曜会テニスクラブ会則

H12.12 制定  
改正 H19.01 H23.01  
H25.01 H29.01  
H30.01 R2.01付則3  
R3.01第5条

## 第1条 名称

本会は「群馬木曜会テニスクラブ」と称し、略称は「木曜会」とする。  
事務局は会長宅に置く。

## 第2条 目的

本会はテニスを楽しみながら、会員の健康増進と親睦を図ることを目的とする。

## 第3条 会員

男子60歳以上、女子50歳以上で、第2条の趣旨に賛同する者とする。

## 第4条 役員

本会は顧問、会長、副会長、事務局長、HP管理者、会計、監査及び幹事を置き、任期は2年間とし、再任を妨げない。

顧問は会長の相談にのり、助言する。

会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐する。

事務局長は事務を担当する。

HP管理者はHPを管理運営する。

会計は会計を担当する。

監査は会計を監査する。

幹事は各地区を代表し、会務の運営にあたる。

役員に欠員が出たときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第5条 選出

顧問は会長が役員会、総会の承認を得て委嘱する。

会長、副会長、事務局長、HP管理者、会計、監査はその候補者を役員会において会員の中から選出し、総会において承認を得るものとする。

幹事は、赤城地区、榛名地区、妙義地区からそれぞれ2名選出し、総会において承認を得るものとする。

## 第6条 会計年度

本会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。

## 第7条 会費

年会費は1人6000円とし、1月及び7月の月初めにそれぞれ3000円を納入することとし、中途入会者及び復帰会員の会費は、月割りで得た額（1箇月500円の残月数を乗じた額）を納入するものとする。

入会金は1人1000円とする。

また、6ヶ月を単位として休会(期間中は会費を免除)することができる。ただし、休会期間は2年を限度とする。

## 第8条 例会（練習会）

原則として、毎週木曜日に9時～13時まで前橋市関根町の県総合スポーツセンター・テニスコート等で例会(練習会)を行う。

コート代は年会費の中から支出する。

## 第9条 規律

練習場は、公共施設ですから使用規則を厳守し、大切に使用すること。

テニス規則及びそれらに関する習慣に精通し、公正に、また、スポーツマンらしく振る舞うことによって、すべての人々が気持ち良くテニスを楽しめるように努めること。

## 第10条 総会

年度初めに総会を行う。総会では役員改選、事業報告、会計報告を行い、事業計画(案)、予算(案)等を審議し、承認を得るものとする。

また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

## 第11条 役員会

役員会は、第4条の役員(監査を除く)をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、総会で決定した事項等に基づいて会務を執行する。

総会を招集する暇がなく、緊急に決定しなければならない事項が生じたときは、役員会において決定し、次の総会に報告しなければならない。

## 付 則

1 本会の会員等に関する慶弔については、次のとおり定める。

### (1)慶事について

① 会員が満90歳に達したときは、全会員の祝意として名誉会員の称号をおくり、以後の会費を免除する。

② その他慶事があったときは、会長名で祝電をおくる等の祝意を表す。

### (2)弔事について

会員及び休会者が逝去したときは、会長名で弔電をおくり弔意を表す。

2 第7条の月割り額は、1・7月3000円、2・8月2500円、以下月を増すごとに500円を減じた額とする。

3 本会会員以外の者については、本会が実施する大会等の行事への参加は認めない。  
ただし、総会で承認を得た場合はこの限りではない。